令和 8 年度　野田市社会福祉協議会　事業計画

近年、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行に加え、コロナ禍を契機とした経済的困窮、社会的孤立、ひきこもりや生きづらさ、子育ての孤立化など、地域住民が抱える生活課題は複雑化・深刻化しています。さらに、度重なる自然災害の発生により、平時から地域における支え合いや備えの重要性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、本会では「野田市地域福祉活動計画（第 3 次）」の取り組みを評価し、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とした第 3 次改訂版を策定し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することとしました。

本会は、「社会福祉協議会基本要項 2025」が示す住民主体の理念のもと、支援が必要な人や声を上げにくい人を見逃さない相談支援や権利擁護等の個別支援と、地区社会福祉協議会やボランティア活動を基盤とした地域づくりを一体的・循環的に推進します。

また、行政や関係機関との連携を強化し、複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援に取り組みます。

事業の推進にあたっては、地区社会福祉協議会の体制強化やボランティア活動の推進、福祉教育の充実を通じて、住民が主体的に地域福祉活動に参画できる基盤づくりを進めます。

あわせて、在宅福祉サービスの推進、要援護者世帯への支援、権利擁護事業の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の構築に寄与します。

さらに、災害時に備えた平時からの取組として、災害ボランティアセンターの運営体制の整備や関係機関との連携強化を進めます。

これらの事業を着実に推進するため、理事会・評議員会をはじめとする組織運営体制の強化、事務局機能の充実、人材育成および財源確保に取り組み、社会福祉協議会としての活動基盤の強化を図ります。

今後も、本会は地域福祉活動計画に基づき、行政とのパートナーシップのもと、住民や関係団体、関係機関との協議と協働を重ねながら、誰も取り残されることのない地域共生社会の実現に向け、事業を推進していきます。

令和８年度　事業実施計画

事業項目	目　　的	主　な　実　施　事　項
１地区社会福祉協議会の活動強化	(1)コロナ後の地区社協活動の活性化を図る。 (2)市民の地区社協活動への理解を高め、参加を促進する。 (3)地区社協同士及び関係団体等とのつながりを深め連携強化する。 (4)災害に備える。	①地区社協連絡会の開催 ②地区社協ボランティアスタッフ懇談会の開催 ③情報提供の充実 ④職員が各地区社協の役員会等に参加し、地区社協活動の活性化を支援する。 ⑤地区社協との協働による災害ボランティアセンター設置訓練の実施
２ボランティア活動の推進	(1)ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化を図る。 (2)ボランティア活動に参加できる環境や機会づくりを促進する。 (3)ボランティア活動者や団体及び受け入れ先との連携とフォローの強化を図る。 (4)ボランティア情報の積極的な収集に努める。	①ボランティアセンターの運営 ②市民ふれあいハートまつり ③各種ボランティア講座等の実施 ④社協ホームページや「ボランティア通信」LINE やインスタグラム等、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用や情報提供の強化 ⑤ボランティア活動場所の発掘と情報収集の強化 ⑥介護支援ボランティアポイント事業（市受託事業）
３福祉教育の推進	(1)児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育むために学校や地域との連携を強化し、福祉意識の高揚を図る。 (2)学校からの福祉学習に対する相談を積極的に受け入れ、関係福祉団体との連携を強化し福祉活動を推進する。	①車いす・目かくし歩行体験 ②夏休みボランティア体験 ③福祉教育に関する相談窓口の強化 ④福祉団体との連携強化
４在宅福祉サービスの推進強化	(1)児童、母子・父子福祉事業の推進を図る。	①育児支援家庭訪問事業（市受託事業） ②学童保育所運営事業（市受託事業） ③ファミリー・サポート・センター運営事業（市受託事業） ④チャイルドシート貸出事業
	(2)高齢者、障がい者及び児童等の在宅福祉サービス事業の強化を図る。 ・受託事業の効率的な運営 ・自主事業の積極的な取り組み	①車いす貸出事業 ②車いす対応自動車（たんぽぽ号・ゆうあい号）貸出事業 ③総合福祉会館管理運営事業（市受託事業） ④関宿福祉センターやすらぎの郷管理運営事業（市受託事業）

令和８年度　事業実施計画

事業項目	目　　的	主　な　実　施　事　項
４在宅福祉サービスの推進強化	(3)障がい福祉サービス事業（同行援護事業）の実施 ・障害者総合支援法同行援護事業を実施し、視覚障がい者の福祉の向上を図る。	①同行援護事業 ・サービス提供体制の強化 ・相談支援事業所との連携強化 ・その他関係機関との連携強化 ・虐待防止研修の強化 ・感染防止及びまん延対策の研修の強化
	(4)相談事業の充実強化 ・心配ごと相談所における総合相談や援助活動を推進するため、適切な助言と指導を実施し、生活支援活動の体制整備を図る。	①心配ごと相談事業 ・相談体制の機能強化 ・周知・広報の強化
５野田市成年後見支援センター事業の推進	(1)福祉サービス利用援助事業の実施 ・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施し、高齢者や障がい者の生活を支援する。	①福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） ・支援体制の強化 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ②身寄りのない高齢者支援を含む事業内容の見直しへの対応 ・関係機関との連携 ・情報収集、対応策の検討
	(2)成年後見制度の相談・普及啓発活動の実施 ・成年後見制度の相談対応や普及啓発活動を実施し、成年後見制度に関する支援の充実を図る。	①成年後見制度の相談 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ②成年後見制度の普及啓発 ・職員研修の充実 ・広報啓発活動の充実
	(3)中核機関設置に向けた調整 ・野田市が定める成年後見制度利用促進計画に規定された中核機関の設置にむけ協力する。	①野田市との協議 ・協議への協力 ・設置に向けた調整
	(4)法人後見事業の実施 ・法人後見事業を実施し、被後見人等の生活を支援するとともに、権利擁護体制の充実を図る。	①法人後見事業 ・支援体制の強化 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ・広報啓発活動の充実

令和８年度　事業実施計画

事業項目	目　　的	主　な　実　施　事　項
５野田市成年後見支援センター事業の推進	(5)後見人サポート事業の実施 ・親族後見人から相談を受け後見活動を支援する。	①後見人サポート事業 ・職員研修の充実 ・広報啓発活動の充実
	(6)意思決定支援事業の実施 ・市民を対象にエンディングノートの無償配布を実施し、意思決定の支援に資する。 ・エンディングノートの活用方法を伝えるため、エンディングノート書き方講座を開催する。	①エンディングノートの無償配布 ・広報啓発活動の強化 ②エンディングノート書き方講座 ・講座内容の充実 ・職員研修の充実
６地域福祉支援活動の充実強化	(1)障害者総合支援法地域生活支援事業の円滑な運営を図る。	①手話奉仕員養成講座事業（市受託事業） ②点字・声の広報等発行事業（市受託事業）
	(2)障がいのある人とない人の相互理解の推進	①「おひさまといっしょに」の開催 ②「じょいんと」事業の開催
	(3)要援護者（世帯）への支援 ・資金貸付事業の実施により、低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図る。	①福祉資金貸付事業 ②生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業） ・自立への相談・指導援助の強化 ・借受世帯の現状把握及び償還の促進 ・関係機関等との連携強化
	(4)特例貸付の借受人へのフォローアップ支援 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した、緊急小口資金等特例貸付の借受世帯に対し、相談支援を行うことで適切な債権管理と生活の安定を図る。	①特例貸付債権管理業務 ・借受人の生活課題の把握 ・借受人への相談支援の実施 ・自立相談支援機関との連携強化（月に１回会議を実施） ・その他機関連携による相談支援の実施 ・相談支援体制の整備
	(5)生活支援体制整備事業の実施 ・地域包括ケアシステムの構築を推進するため、野田市、高齢者なんでも相談室と協働で生活支援体制整備事業を実施する。	①第２層協議体（日常生活圏域）会議の実施 ②生活支援コーディネーターの設置 ③野田市、高齢者なんでも相談室との連携強化
	(6)重層的支援体制整備事業の実施 ・共生社会の実現に向けて、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための”重層的支援体制整備事業”に協力する。	①個別ケース会議への参加 ②市及び委託事業者が主催する研修会への参加

令和８年度　事業実施計画

事業項目	目　　的	主　な　実　施　事　項
７災害対策	(1)災害ボランティアセンターの運営 ・自然災害により地域が被害を受けた際に必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアをしたい人と必要としている人の間に入り調整を行う。	①研修の実施 ②立ち上げ、運営訓練の実施 ③災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営
８組織及び事業・財政基盤の強化	(1)財政基盤の強化と事業の推進を図る。	①会員の加入促進 ②自主財源確保の促進 ③福祉団体の事業活動に対する助成 ④団体助成事業の見直し
	(2)市民の利便性と自主財源の確保を図る。	①自動販売機管理 ②入れ歯リサイクルボックスの設置
	(3)広報啓発活動の推進 ・広報紙の発行等により福祉情報の伝達と福祉意識の高揚を図る。	①「社福のだ」の発行及び内容の充実 ②ホームページの充実強化 ③ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用
	(4)共同募金運動への協力 ・共同募金運動の趣旨を踏まえ、要援護者への支援及び在宅福祉活動の強化を図る。	①共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動への協力 ②ひとり暮らし高齢者世帯エアコン・クリーニングサービスの充実（歳末たすけあい配分事業） ③歳末たすけあい見舞金配分事業の見直し
	(5)事務局体制の強化 ・ICT を活用した業務改善 ・労務管理の徹底 ・適正な人員配置計画に基づき、職員体制を強化 ・関係法令を遵守し、適切に対応できる組織づくりの構築	①ICT 活用による人事労務管理業務の改善 ②コンプライアンスの遵守 ③適正な人員の配置

令和8年度　年間事業計画(月別)

事　業　名		開催回数等	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
会議・委員会														
	正副会長会議	毎月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	理事会	年4回　他		○		○			○					○
	定時評議員会、評議員会	年2回　他			○									○
	監査・内部経理監査	年1回・年4回		○	○			○			○			○
	心配ごと相談所運営委員会	年1回									○			
	ボランティアセンター運営委員会	年2回				○							○	
	歳末たすけあい配分委員会	年2回			○								○	
	野田市成年後見支援センター運営委員会	随時												
	野田市社会福祉協議会同行援護事業所運営委員会	年1回												○
	評議員選任・解任委員会	随時												
	共同募金会	年3回　他		○					○					○
	地区社協連絡会	年1回										○		
期間事業														
	広報活動事業(広報紙「社福のだ」の発行)	年3回					○			○				○
	広報活動事業(広報紙「ボランティア通信」の発行)	年6回		○		○		○		○		○		○
	会員及び会費の募集	9月～3月						○	○	○	○	○	○	○
	共同募金運動への協力	9月～3月						○	○	○	○	○	○	○
	歳末たすけあい配分事業	10月～12月							○	○	○			
	結婚50周年記念事業	年1回								○				
	手話奉仕員養成講座開催事業(総合支援法・受託事業)	年1回			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	千葉県社会福祉大会	11月								○				
	「おひさまといっしょに」の開催	6月6日			○									
	「市民ふれあいハートまつり」の開催	11月22日								○				
	「じょいんと」事業の開催	年3回				○				○			○	
	戦没者追悼式の開催	11月6日								○				
	エンディングノート書き方講座	年3回	○				○				○			
	災害ボランティアセンター運営訓練	年1回												○